

1. 議事日程

〔令和3年第3回安芸高田市議会9月定例会第22日目〕

令和3年9月29日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 議案第51号 安芸高田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する
条例の一部を改正する条例 |
| 日程第3 | 議案の訂正の件 |
| 日程第4 | 議案第52号 安芸高田市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消
しについて |
| 日程第5 | 議案第53号 土地改良事業計画の変更について |
| 日程第6 | 議案第54号 字の区域の変更について |
| 日程第7 | 認定第1号 令和2年度安芸高田市一般会計決算の認定について |
| 日程第8 | 認定第2号 令和2年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定につ
いて |
| 日程第9 | 認定第3号 令和2年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算の認定につ
いて |
| 日程第10 | 認定第4号 令和2年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について |
| 日程第11 | 認定第5号 令和2年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算の認定に
ついて |
| 日程第12 | 認定第6号 令和2年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算の認定につ
いて |
| 日程第13 | 認定第7号 令和2年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会
計決算の認定について |
| 日程第14 | 認定第8号 令和2年度吉田町吉田財産区特別会計決算の認定について |
| 日程第15 | 認定第9号 令和2年度吉田町中馬財産区特別会計決算の認定について |
| 日程第16 | 認定第10号 令和2年度美土里町横田財産区特別会計決算の認定について |
| 日程第17 | 認定第11号 令和2年度美土里町本郷財産区特別会計決算の認定について |
| 日程第18 | 認定第12号 令和2年度美土里町北財産区特別会計決算の認定について |
| 日程第19 | 認定第13号 令和2年度高宮町来原財産区特別会計決算の認定について |
| 日程第20 | 認定第14号 令和2年度高宮町船佐財産区特別会計決算の認定について |
| 日程第21 | 認定第15号 令和2年度高宮町川根財産区特別会計決算の認定について |
| 日程第22 | 認定第16号 令和2年度安芸高田市下水道事業会計利益の処分及び決算の認
定について |
| 日程第23 | 認定第17号 令和2年度安芸高田市水道事業会計利益の処分及び決算の認定
について |
| 日程第24 | 議案第62号 令和3年度安芸高田市一般会計補正予算（第7号） |
| 日程第25 | 議案第63号 令和3年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 |

- 2号)
- 日程第26 議案第64号 令和3年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第27 議案第65号 令和3年度安芸高田市下水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第28 議案第66号 令和3年度安芸高田市水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第29 発議第4号 令和3年8月豪雨災害に対する特別の財政支援を求める意見書について
- 日程第30 閉会中の継続審査の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(16名)

1番	南澤克彦	2番	田邊介三
3番	山本数博	4番	武岡隆文
5番	新田和明	6番	芦田宏治
7番	山根温子	8番	先川和幸
9番	児玉史則	10番	大下正幸
11番	山本優	12番	熊高昌三
13番	秋田雅朝	14番	金行哲昭
15番	石飛慶久	16番	宍戸邦夫

3. 欠席議員は次のとおりである(なし)

4. 会議録署名議員

7番	山根温子	8番	先川和幸
----	------	----	------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(14名)

市長	石丸伸二	副市長	米村公男
教育長	永井初男	総務部長	行森俊莊
企画振興部長	猪掛公詩	市民部長	福井正
福祉保健部長兼福祉事務所長	大田雄司	産業振興部長	重永充浩
建設部長兼公営企業部長	小野直樹	教育次長	宮本智雄
消防長	土井実貴男	総務課長	内藤道也
財政課長	高藤誠	政策企画課長	高下正晴

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名(4名)

事務局長	森岡雅昭	事務局次長	國岡浩祐
総務係長	藤井伸樹	主任主事	岡憲一

~~~~~○~~~~~

午前10時00分 開議

○宍戸議長 定刻になりました。  
ただいまの出席議員は16名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。  
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいただきます。  
森岡事務局長。

○森岡議会事務局長 諸般の報告をいたします。  
1点、教育長より、「令和2年度分教育委員会事務の点検・評価報告書  
について」報告がありました。  
写しをお手元に配付いたしておりますので御了承ください。  
以上で、諸般の報告を終わります。

○宍戸議長 以上をもって、諸般の報告を終わります。  
次に、本日の会議の運営について、過日、議会運営委員会を開き、御  
協議いただいておりますので、その結果について議会運営委員長の報告  
を求めます。  
熊高議会運営委員長。

○熊高議会運営委員長 本日の会議の運営につきまして、9月24日に議会運営委員会を開き、  
次のとおり本日の日程に追加しましたので、報告をいたします。  
まず、議案の訂正の件につきましては、訂正理由説明の後、採決を行  
うことといたしました。  
次に、追加議案となる議案第62号から第66号の5件は、提案理由説明  
の後、質疑を行い、予算決算常任委員会へ付託することといたしました。  
また、発議第4号は、提案理由説明の後、質疑、討論、採決を行うこ  
とといたしました。  
以上で、報告を終わります。

○宍戸議長 以上で報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○宍戸議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において7番
山根議員、及び8番 先川議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 議案第51号 安芸高田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供  
に関する条例の一部を改正する条例

○宍戸議長 日程第2、議案第51号「安芸高田市個人番号の利用及び特定個人情報  
の提供に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。  
本案は、総務文教常任委員会に付託されておりましたので、委員長か  
ら審査結果の報告を求めます。  
山根総務文教常任委員長。

○山根 総務文教常任委員長

総務文教常任委員会より報告をいたします。

令和3年9月8日付で、本委員会に付託されました議案について、審査の結果を次のとおり御報告いたします。

付託のあった議案につきまして、9月16日に総務文教常任委員会を開き、市長・教育長及び関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

議案第51号「安芸高田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する法定事務以外に個人番号を利用する事務を新たに追加するとともに、同法律の改正に伴う字句整理を行うため、条例の一部を改正するものであります。

審査の過程において、委員より、「マイナンバーとの関係性や条例改正により、職員の負担軽減や利用者の利用向上など、どのような効果があるのか。」との質疑があり、執行部より、「今回追加する事務は、マイナンバーを活用して連携していくものである。マイナンバーは、法律により、社会保障や税で活用できる範囲が決まっており、このたびの条例で規定するのは、それ以外に本市において独自利用事務を規定し、市内連携を行うもので、当然、市民へのサービス向上に寄与するものである。」と、答弁がありました。

以上の1議案につき、慎重に審査し、採決した結果、議案第51号については、原案のとおり可決すべきと決しました。

以上、報告といたします。

○宍戸 議長

これをもって、委員長報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(質疑なし)

○宍戸 議長

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○宍戸 議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第51号「安芸高田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○宍戸 議長

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 議案の訂正の件

○宍戸 議長

日程第3、「議案の訂正の件」を議題といたします。

提出者から訂正理由の説明を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 本件は、議案第53号及び第54号について議案の一部が欠落していたため、議案の訂正を行うものです。

このたび、非常に初歩的な事務ミスを起こしてしまいまして誠に申し訳ありません。

災害対応から通常業務への復帰に際して、組織の注意力を十分に回復できなかった点、深く反省をしています。

何よりも、議案に目を通し説明を聞いておきながら、そのミスに気づけなかったおのれの不注意をただただ恥じるばかりです。

では、改めて御審議のほどよろしく願いいたします。

○宍戸議長 これをもって、訂正理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

重永産業振興部長。

○重永産業振興部長 過日、過誤あるまま不注意にも誤った議案書を議会に提出しておりました。このことをまずおわび申し上げます。

本来は字の区域の変更調書や変更が必要な理由、土地改良事業変更計画書などを議案書として提出する必要があるにもかかわらず、説明資料として提出しておりました。

なお、議案第53号及び54号ともに記載内容の修正、訂正はございません。

誠に申し訳ございませんでした。

○宍戸議長 以上をもって、要点の説明を終わります。

お諮りいたします。この件に関しましては質疑及び討論を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○宍戸議長 異議なしと認め、質疑及び討論を省略いたします。

お諮りいたします。議案の訂正の件は承認することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○宍戸議長 異議なしと認めます。よって、本件は承認することに決定し、産業厚生常任委員会で議案の再審査をすることといたします。

ここで暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時12分 休憩

午前10時40分 再開

~~~~~○~~~~~

○宍戸議長 休憩を閉じて、会議を再開します。

~~~~~○~~~~~

日程第4 議案第52号 安芸高田市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて

日程第5 議案第53号 土地改良事業計画の変更について

日程第6 議案第54号 字の区域の変更について

○宍戸議長 日程第4、議案第52号「安芸高田市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて」の件から日程第6、議案第54号「字の区域の変更について」の件までの3件を一括して議題といたします。

本案3件は、産業厚生常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

大下産業厚生常任委員長。

○大下産業厚生常任委員長 令和3年9月8日付で、本委員会に付託されました議案について、審査結果を報告いたします。

付託のあった3議案について、9月17日に産業厚生常任委員会を開き、審査を行いました。

なお、議案第53号及び第54号は、議案の訂正があったため、本日29日に委員会を開き、再審査を行ったものであります。

議案第52号「安芸高田市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて」は、地方公共団体の特定の事務を、郵便局における取扱いに関する法律の規定に基づき特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定を取り消すものであります。

指定を取り消す郵便局は、美土里町の生桑郵便局、北郵便局、また、高宮町の川根郵便局及び来原郵便局であります。

審査の過程において、委員より、「どのぐらいの経費が削減になるのか。」との質疑があり、執行部より、「現在、証明書1件当たり2,500円の経費がかかっている。機器を新しくし、生桑・北郵便局にターミナルアダプタ等を接続すると、試算では5,000円の経費がかかるようになる。そのため事業を見直している。」と答弁がありました。

次に、議案第53号「土地改良事業計画の変更について」は、平成28年度から着手した団体営圃場整備事業で吉田口地区が令和3年度に完成予定であり、圃場整備事業地区の境が変更になることから、地区面積が増加し、計画変更の要件に該当するため、土地改良事業計画を変更するものであります。

次に、議案第54号「字の区域の変更について」は、団体営圃場整備事業吉田口地区の実施に伴い、従来の地形が変更され字界が不明となったため、圃場整備後の区画に合わせ字界を変更するものであります。

以上の3議案について審査をし、採決した結果、原案のとおり可決すべきと決しました。

以上、報告といたします。

○宍戸議長 これをもって、委員長報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(質疑なし)

○宍戸議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

- 宍戸議長 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案第52号「安芸高田市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて」の件から議案第54号「字の区域の変更について」の件までの3件を一括して起立により採決いたします。  
本案3件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案3件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

- 宍戸議長 起立多数であります。よって、本案3件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第7 | 認定第1号 | 令和2年度安芸高田市一般会計決算の認定について |
| 日程第8 | 認定第2号 | 令和2年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について |
| 日程第9 | 認定第3号 | 令和2年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算の認定について |
| 日程第10 | 認定第4号 | 令和2年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について |
| 日程第11 | 認定第5号 | 令和2年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算の認定について |
| 日程第12 | 認定第6号 | 令和2年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算の認定について |
| 日程第13 | 認定第7号 | 令和2年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算の認定について |
| 日程第14 | 認定第8号 | 令和2年度吉田町吉田財産区特別会計決算の認定について |
| 日程第15 | 認定第9号 | 令和2年度吉田町中馬財産区特別会計決算の認定について |
| 日程第16 | 認定第10号 | 令和2年度美土里町横田財産区特別会計決算の認定について |
| 日程第17 | 認定第11号 | 令和2年度美土里町本郷財産区特別会計決算の認定について |
| 日程第18 | 認定第12号 | 令和2年度美土里町北財産区特別会計決算の認定について |
| 日程第19 | 認定第13号 | 令和2年度高宮町来原財産区特別会計決算の認定について |
| 日程第20 | 認定第14号 | 令和2年度高宮町船佐財産区特別会計決算の認定について |
| 日程第21 | 認定第15号 | 令和2年度高宮町川根財産区特別会計決算の認定について |
| 日程第22 | 認定第16号 | 令和2年度安芸高田市下水道事業会計利益の処分及 |

び決算の認定について

日程第23 認定第17号 令和2年度安芸高田市水道事業会計利益の処分及び
決算の認定について

○宍戸議長 日程第7、認定第1号「令和2年度安芸高田市一般会計決算の認定について」の件から日程第23、認定第17号「令和2年度安芸高田市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」の件までの17件を一括して議題といたします。

本案17件は、予算決算常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

金行予算決算常任委員長。

○金行予算決算常任委員長 予算決算常任委員会の審査報告をいたします。

定例会の初日において、本委員会に付託されました認定第1号から認定第17号までの、令和2年度一般会計、特別会計並びに公営企業会計の決算の状況について、審査の経過と結果を報告します。

付託のあった17件の認定案件について、9月22日、24日の両日、執行部へ説明員の出席を求め、歳入・歳出の決算状況を確認し、予算の執行と行政効果について審査いたしました。

令和2年度普通会計の決算規模は、歳入総額が238億997万9,000円、歳出総額229億9,380万円となり、決算規模は歳入歳出とも前年度を上回るものとなりました。

実質収支は5億3,306万円で、これから前年度の実質収支を引いた単年度収支は、2億8,116万2,000円でした。

単年度収支に、財政調整基金積立額71万2,000円を加え、基金取崩額を3億5,552万1,000円を差し引いて得られる実質単年度収支は、マイナス7,364万7,000円でした。

財政指標は、経常収支比率92.8%と前年度から5.4ポイント改善しており、人件費の退職手当組合負担金と公債費が減少し、経常的支出が縮小したことが影響したものと判断されます。

実質公債費比率は12.9%で、前年度から0.9ポイント改善しており、将来負担比率は94.7%と前年度から0.6ポイント悪化する結果となりました。

審査の経過ですが、一般会計において出された主な質疑と答弁は次のとおりです。

総務部の審査の中で、副市長公募事業について、委員より、「募集要項等を全市民に伝わるようにどのような方法が採られたのか伺う。」との質疑があり、執行部より、「募集開始の1月4日に記者発表を行った。併せて、市のホームページとお太助フォンで市民に情報提供を行った。募集開始については、採用支援をいただく民間会社の募集サイトを通して行うため、お太助フォンで告知は行わず、市のホームページで告知した。」との答弁がありました。

また、電算システム事業については、委員より、「三次市と自治体ク

ラウドに関する協定を締結したが、国が進める業務標準化の動向により、影響が出る可能性がある」と課題に挙げられているが、状況を伺う。」との質疑があり、執行部より、「今年の1月に、三次市と協定を結び、同じ業務について議論を始める予定であったが、総務省の標準化が示された基幹系の17業務を先行している。現在、システム会社が改修プログラムを作成している状況である。」との答弁がありました。

企画振興部の審査の中で、ふるさと応援寄附推進事業について、委員より、「ふるさと納税の今後の方針について伺う。」との質疑があり、執行部より、「これまでは、魅力ある返礼品が寄附額アップにつながっていた。今後は、ふるさと納税を活用した事業をしっかりとPRし、共感を得て、寄附アップにつなげていけるか、そのあたりを戦略的に考えていきたい。」との答弁がありました。

また、まち・ひと・しごと創生事業について、委員より、「令和2年度から6年度までの4年間、事業が展開されているが、どのように評価しているのか。評価に対する市長の考えを伺う。」との質疑があり、執行部より、「机上の空論だと感じた。私の思いと合わない部分が多い。5年計画で、まだできたばかりのため、これを保持したまま、より中身のある事務事業を展開しているところである。」との答弁がありました。

産業振興部の審査の中で、有害鳥獣対策事業について、委員より、「令和2年度有害鳥獣捕獲委託実績が大幅に伸びているが、要因について伺う。」との質疑があり、執行部より、「主に、捕獲班の捕獲活動による成果である。まだ十分効果が出ているわけではなく、農業者自らが、農地を守る取組が浸透していくことが重要と考えている。今後とも継続していきたい。」との答弁がありました。

また、外郭団体等運営指導事業について、委員より、「6施設の外郭団体に、約2億8,900万円の費用がかかっている。市長の評価と今後の考えを伺う。」との質疑があり、執行部より、「この町の規模としては過大であると捉えている。これから必要となる最小限の機能、それをしっかり守れるように設計し直す考えである。」との答弁がありました。

建設部の審査の中で、清掃手数料の不納欠損について、委員より、「収入未済額約121万円は、し尿のくみ取りの滞納と思われる。厳しい対応をしなければ増える可能性があるが、どのような取組を行っているか伺う。」との質疑があり、執行部より、「現在、水道の給水停止と併せて、下水道、浄化槽、し尿の使用料についても滞納整理を行っている。しかし、水道が絡まない場合は大変難しい現実がある。今後も粘り強い交渉をしていかななくてはいけないが、裁判所への支払い督促の手続といったことも、今後は検討していく必要がある。」との答弁がありました。

次に、認定第2号から認定第17号までの、特別会計及び公営企業会計決算の審査については、水道事業会計の審査において、委員より、「営業損失が、約3億6,000万円あり、他の会計から繰り入れているが、改善の余地はないか伺う。」との質疑があり、執行部より「要因として、減

償却費が大きな額を占めているのが現状である。少しでも改善していくためには、給水収益を増やしていくしかないと思う。」との答弁がありました。

その他の特別会計決算においては、質疑はなく、計画された事業は適正に執行されており、歳入歳出の執行は遅延なく行われていたものと判断しました。

採決に当たっては、付託された17件について、いずれも予算の執行及び財務に関する事務処理は、適正に行われていると判断し、17件全てを認定するものと決しました。

以上で報告を終わります。

○宍戸議長 これをもって、委員長報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(質疑なし)

○宍戸議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

討論がありますので、これより本案17件を個別に討論、採決いたします。

まず、認定第1号「令和2年度安芸高田市一般会計決算の認定について」の件に対する討論の発言を許します。討論はありませんか。

討論がありますので、まず反対討論の発言を許します。

山本数博議員。

○山本数博議員 3番、山本数博です。討論に参加し、一般会計決算の認定に反対する討論を述べさせていただきます。

副市長の募集に関して、22日の審査において款の総務費、項の総務管理費、目の一般管理費の執行について質疑をいたしました。

まず、予備費から133万4,000円の充用について質疑し、うち、66万円が副市長募集に係る予算との説明を受けました。その使用についてエン転職への募集に関する業務で60万5,000円を使用したとの説明を受けました。

その執行に対し、副市長募集の要項の市民への告知はどのようにされたのか質疑をいたしました。その結果、市のホームページから申し込めることや、お太助フォン、記者会見等で公表をしたとの回答がありました。

それに対し、市民への告知は行政嘱託員を通じ、要項を回覧などにより公表する必要があったのではないかと再質疑し、併せて、自分は市のホームページの閲覧を行ったがエン転職の募集要項まではたどり着けなかったことを説明いたしました。

それに対し、市長より、「インターネットで募集欄までたどり着けない人は副市長の資格がないということになる。よって、インターネットを介しての募集をした。」と返答がありました。

また、副市長に対し、1月7日に副市長の募集に関する要項の市民への周知を進言いたしました。その取扱いを問うたところ、募集を開始していたので市長への進言はしなかったとの回答を得ました。

私は公費を使った公的な事業であり、さらに、市民をも対象にした事業であることから、募集要項は参加する、しないにかかわらず、市の最善の情報伝達網を使って市民に知らせる義務があると思っています。

しかし、先の回答内容では、市においては副市長の資格登竜門としてインターネットでの募集をしたとし、副市長の答弁では市民への告知の徹底について内部で協議をしたと思えるような回答は得られませんでした。

このことから、本事業の執行に際し、60万5,000円に加え、職員人件費や時間外手当などを加えれば費用と人員を使った大事業であったと思います。それだけの大事業でありながら、インターネットができる人のみを知り得て参加できる内容となっており、市民の知る権利や参加する権利が保障されていたとは思えません。

これらのことが監査意見において特記事項として明らかにされていないことは残念としか言いようがありません。

また、残りの72万9,000円の用途について同僚議員が質疑をされましたが、行政訴訟による弁護士雇用の手付金として議会に諮る暇がないので充用したと答弁がありました。

そして、2件の訴訟が質疑によって明らかになってまいりました。このことは安芸高田市が被告として訴えられたものであり、事案のことから最も重要な事柄だと思えます。

このような重要事案については専決処分の取扱いと同じく、事後報告として次回の議会に報告してしかるべきと思います。この費目に充用された予算は議会の予算の議決権が保障された予算執行とは思えません。したがって、当該予算の執行は不適切であったと思えます。

このことが内在する本一般会計の決算の認定においては、賛成ができないことを表明し、反対討論といたします。

○宍戸議長 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

熊高議員。

○熊高議員 12番、熊高です。賛成の立場から討論をさせていただきます。

今回の決算状況については、私たちが頂いた普通会計財政状況、この資料に基づいて説明をされましたけれども、とりわけ目次の左側にあります決算の状況、これにつぶさに明示されておるといふふうを受け止めております。

とりわけ、令和2年度はコロナの対策、そして災害対策、非常に大きな試練のある年であったと感じております。そういった中で事業の見直しをし、市民のいろいろな御意見もありますけれども、その事業の見直し等をやってきた結果において、いわゆる財政指数等も厳しいところもありますけれども、改善された数値もかなりあります。

そういった総合的な見地から見ると、この令和2年の決算というのは非常によく、この安芸高田市の財政が厳しい状況の中で、いわゆる未来を目指した第一歩を踏み出すような、そういった決算内容であったと私は評価をしております。

財源確保も含め、まずここからがスタートだというふうな、そういった状況が私には感じられております。

説明に対する答弁も、これまでの一般質問、あるいは委員会等の質疑、そういったものも含めて丁寧に答弁をされ、私は枝葉末節までなるほどなと理解をすることがたくさんありました。

そういったことも含めて、この令和2年度の決算、未来へ向けての第一歩に対する取組としての決算であると評価をして、賛成の討論とさせていただきます。

○宍戸議長 次に、反対討論の発言を許します。

(討論なし)

○宍戸議長 反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

(討論なし)

○宍戸議長 賛成討論なしと認めます。

以上で、討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第1号「令和2年度安芸高田市一般会計決算の認定について」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○宍戸議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

そのほかの議案について討論はありませんか。

(討論なし)

○宍戸議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第2号「令和2年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について」の件から認定第17号「令和2年度安芸高田市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」の件までの16件を一括して起立により採決いたします。

本案16件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案16件は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○宍戸議長 起立多数であります。よって、本案16件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第24 議案第62号 令和3年度安芸高田市一般会計補正予算(第7号)

日程第25 議案第63号 令和3年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算(第7号)

日程第26 議案第64号 令和3年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）

日程第27 議案第65号 令和3年度安芸高田市下水道事業会計補正予算（第2号）

日程第28 議案第66号 令和3年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第2号）

○宍戸議長 日程第24、議案第62号「令和3年度安芸高田市一般会計補正予算（第7号）」の件から日程第28、議案第66号「令和3年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第2号）」の件までの5件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 提案理由を御説明します。

これら五つの案は8月に生じた大雨災害の復旧に要する費用を既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ追加するものです。

御審議のほどよろしくお願いします。

○宍戸議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、本案5件に対する一括質疑を行います。質疑があれば、議案番号を指定して質疑を行ってください。質疑はありますか。

南澤議員。

○南澤議員 議案第62号について御質疑いたします。

先ほど大雨の復旧に関する補正予算だというふうな説明がありましたけれども、既に着手している事業というのはございますでしょうか。

○宍戸議長 答弁を求めます。

猪掛企画振興部長。

○猪掛企画振興部長 災害に関連する事業の予算でございますが、事業のものによっては緊急を要するという視点から既に着手をしておるものもございます。

以上です。

○宍戸議長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南澤議員 既に着手しているものがあるということですが、予算というのは基本的には事前議決が原則かというふうに認識しています。緊急を要するために議会を招集する時間的余裕がない場合は専決処分で行うものというふうな認識をしているんですけども、その認識でよろしいでしょうか。合ってますでしょうか、その認識、大丈夫でしょうか。

○宍戸議長 答弁を求めます。

猪掛企画振興部長。

○猪掛企画振興部長 予算の執行に関する部分でございますが、当然専決処分というのが一つあります。そのほかに予備費を充用して対応する、そういったものもございます。

今回の部分につきましては、災害という緊急を要する部分でございますが、既に専決処分の認定をいただいたものもございます。今回の補正予

算で上げておりますものについては、基本的には既存の予算の範囲内でそれを債務負担行為等で発注をしたり、どうしても必要性がありますので、基本的には既存の予算のところで着手をしたり、そういった考え方でございますが、そうすることによって予算の全体の不足が生じてまいりますので、今回財源の確保という面も含めて、改めて補正予算として計上したものでございます。

○宍戸議長 ほかには質疑はありませんか。

(質疑なし)

○宍戸議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。  
本案5件につきましては、予算決算常任委員会に付託して審査することいたします。

ここで暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時17分 休憩

午後 2時30分 再開

~~~~~○~~~~~

○宍戸議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

議案第62号「令和3年度安芸高田市一般会計補正予算（第7号）」の件から議案第66号「令和3年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第2号）」の5件は予算決算常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

金行予算決算常任委員長。

○金行予算決算常任委員長 予算決算常任委員会委員長報告をします。

9月29日付で本委員会に付託のありました議案第62号「令和3年度安芸高田市一般会計補正予算（第7号）」から、議案第66号「令和3年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第2号）」までの、5件の審査結果について報告いたします。

付託された5議案について、本日、関係説明員の出席を求め、審査しました。

議案第62号「令和3年度安芸高田市一般会計補正予算（第7号）」は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ31億1,709万9,000円を追加し、予算の総額を233億1,824万9,000円とするものです。

補正の主な内容は、令和3年8月11日からの大雨災害による復旧工事などによる費用を追加したものでした。

各部局から提出された補正予算案について質疑を行いました。特に補正予算額の大きかった産業振興部の審査において、農地災害復旧費について、委員より、「2018年の災害では、災害復旧工事の調査設計を委託する業者が少なかったことが課題であったが、今回の災害の見通しは。」との質疑があり、執行部より、「原則、入札参加資格届出業者から探す。近隣市町からも農災を扱った実績がある業者を探している。そのほかにも他団体と連携して情報も収集している。」との答弁がありま

した。

また、農地災害復旧費において、「小規模農家の土砂の撤去の補助について、現状の補助率では農地を放棄する方も出ると思われる。市の手厚い支援はできないか。」との質疑があり、執行部より、「感情的には全く同意であるが、市の財政状況が厳しい。できる限りぎりぎりのところであるが、現状どおり対応せざるを得ない。」との答弁がありました。

そのほかの特別会計の補正内容は、被災した施設や機器類の修繕が主なものでした。

各会計の歳入歳出について審査をした結果、補正額、補正内容等は適切であると判断し、議案第62号から議案第66号までの5議案については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で委員長報告を終わります。

○宍戸議長 これをもって、委員長の報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(質疑なし)

○宍戸議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○宍戸議長 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第62号「令和3年度安芸高田市一般会計補正予算（第7号）」の件から議案第66号「令和3年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第2号）」の件までの5件を一括して起立により採決いたします。

本案5件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案5件は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○宍戸議長 起立多数であります。よって、本案5件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第29 発議第4号 令和3年8月豪雨災害に対する特別の財政支援を求める意見書について

○宍戸議長 日程第29、発議第4号「令和3年8月豪雨災害に対する特別の財政支援を求める意見書について」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

11番、山本優議員。

○山本優議員 発議第4号「令和3年8月豪雨災害に対する特別の財政支援を求める意見書について」の提案理由を説明いたします。

令和3年8月11日からの記録的な豪雨は安芸高田市内全域に多大な被害をもたらしました。土砂崩れや河川の氾濫による家屋、事業所などの損壊、浸水、農作物や農地、農業施設への被害は市民生活や地域に多大な影響を与えています。

先ほど、補正予算として31億1,700万円もの補正予算が可決されたばかりでございます。

今回の甚大な被害から復旧・復興には、再び多くの時間と多額の財政負担が必要であり、財政状況が厳しい中、市民が安心できる復旧・復興ができないことが予想されます。

国においては自治体が不安なく復旧・復興事業に取り組めるよう、さらなる財政支援を求め、強く要望するものであります。

なお、提出先については、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、環境大臣、内閣府特命担当大臣等に提出する予定であります。

この意見書の趣旨を理解していただき、意見書提出について皆様の御理解、御賛同をいただきますよう強くお願い申し上げます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○宍戸議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○宍戸議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありますか。

(討論なし)

○宍戸議長 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。
これより、発議第4号「令和3年8月豪雨災害に対する特別の財政支援を求める意見書について」の件を起立により採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○宍戸議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第30 閉会中の継続審査の件について

○宍戸議長 日程第30、「閉会中の継続審査の件について」を議題といたします。  
議会運営委員長及び各常任委員長から、所管事務につき、閉会中の継続審査の申し出が提出されております。

本件についてはこれを承認することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○宍戸議長 異議なしと認めます。よって、本件についてはこれを承認することに決しました。

以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これにて令和3年第3回安芸高田市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

~~~~~○~~~~~

午後 2時42分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員